

広島県エコファーマーマーク使用基準

1 目的

エコファーマーの環境負荷低減に配慮した取組に対する消費者の認知度向上を図り、県産農産物の生産振興と消費拡大に資するために制定したエコファーマーマーク（以下「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、使用基準を定める。

2 定義

この使用基準において「エコファーマー」とは、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）（以下「法」という。）第2条第4項第1号規定の事業活動（以下「1号事業活動」という。）に取り組む農業者又は法第15条第2項第3号規定の「特定区域」において農林水産省告示第1414号第1号に規定する有機農業による生産活動（以下「有機農業の生産活動」という。）若しくは1号事業活動に取り組む農業者であって、広島県知事から「広島県環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」（令和5年4月1日制定）に基づき1号事業活動又は有機農業の生産活動について、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」又は法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下、両者を併せて「実施計画」という。）の認定を受けたものをいう。

3 マークの規格等

- (1) マークのデザイン、縦横の比率及び色は図1のとおりとし、縦横15ミリメートル以上の寸法で使用することが望ましい。
- (2) マークは、包装資材等の制約により止むを得ない場合は、色を変更して使用することができるものとするが、次の色は使用しないこと。

ア 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証マーク使用色

（特色の場合 CF0121 (DIC F71)
4Cプロセスの場合 M80 Y100

イ 「安心！広島ブランド」トレーサビリティシステム認証マーク使用色

（特色の場合 CF0407 (DIC F28)
4Cプロセスの場合 C80 M40

ウ 広島県食品自主衛生管理認証マーク使用色

（特色の場合 CF0265 (DIC F290)
4Cプロセスの場合 C80 Y80

4 マークの使用

- (1) マークの使用は、原則として、使用責任者が当該農産物に貼付けするシール又は包装資材等への印刷によるものとするが、使用に当たり付する条件は次のとおりとする。
 - ア エコファーマーであること。
 - イ 実施計画認定申請時に使用届を合わせて提出する場合は、実施計画の認定後にマークの使用を開始すること。
 - ウ エコファーマーが認定された実施計画に基づき、生産した農産物であること。
 - エ マークを使用する農産物を他の農産物と区分して管理すること。
 - オ 消費者に誤解を与えるような方法でマークを表示しないこと。

カ マークには、エコファーマー氏名（組織の場合は、組織名でも可）を明記するなど、使用者が特定できること。

- (2) 当該農産物が、(1)の使用条件を満たさなくなったときは、直ちにマークの使用を中止すること。
- (3) 7の(2)の規定による報告徴収及び現地調査に協力すること。

5 表示責任者

エコファーマー又は組織の代表者は、マークの使用及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとする。

6 マークの使用届等の提出

- (1) マークの使用を希望するエコファーマー又は組織の代表者は、マークの使用前（実施計画認定申請時も可とする）に実施計画の認定申請を行った権限移譲市町に使用届（様式第1号）を提出するものとする。

なお、実施計画の認定申請を県機関に行った者は、当該県機関を経由して提出するものとする。

- (2) 届出内容に変更が生じた場合は、前項の規定に準じて速やかに変更届（様式第2号）を提出するものとする。

なお、組織の代表者が届出者となる場合には、当該組織の構成員が変更した場合も同様とする。

- (3) マークの使用を中止した（実施計画認定期間満了の場合を除く。）ときは、前項の規定に準じて速やかに使用中止届（様式第3号）を提出するものとする。

7 使用状況の報告等

- (1) 6の(1)の届出を行った者は、毎年度対象品目毎の出荷期間終了後、マークの使用状況報告書（様式第4号）を提出するものとする。なお、提出は原則、実施計画の実施状況報告と合わせて行うものとする。

- (2) 知事は、マークの使用状況を確認するため、必要に応じて届出者に報告を求め、又は、職員に届出者又は届出者の構成員の事務所、ほ場等につき現地調査をさせることができるものとする。

8 情報の公開

マークを使用する場合は、広島県のホームページにおいて次の事項について公開する。

なお、8の(2)及び(6)については、希望者のみ公開する。

- (1) エコファーマー氏名（組織にあっては、組織の名称及び構成員全員の氏名）及び市町名
- (2) 出荷者連絡先
- (3) 使用期限
- (4) 品目名
- (5) 出荷予定時期
- (6) 出荷販売店舗等

9 使用の禁止

次の事項に該当する場合は、マークの使用を禁止することがある。

- (1) 基準に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合
- (2) 正当な理由が無いにもかかわらず、7の(1)の規定による実施状況報告を提出しない場合
- (3) 正当な理由が無いにもかかわらず、7の(2)の規定による報告及び現地調査を拒否した場合
- (4) その他マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

附則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

この基準は、平成23年10月3日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年8月1日から施行する。

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

2 この基準の施行前に、廃止前の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、広島県知事又は認定事務権限移譲市町の長から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農業者が、知事に提出したマーク使用届は、当該認定期間満了までその効力を有するものとする。

この基準は、令和5年11月22日から施行する。

この基準は、令和6年5月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、この基準の施行日前にした処分、手続その他の行為は、この基準による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

図1 マーク



【使用カラー】

4 Cプロセスの場合 C 90 M 68

特色の場合 DIC 641

モノクロの場合 K100

【使用イメージ】



使用者が特定できるよう、マークの近傍
に生産者名等を記載すること